

五泉市防災組織づくり支援事業補助金について

市では、自主的な防災活動を行う町内会等の組織に対し、防災組織づくり支援事業補助金を交付し、支援を行っています。

○設立に対する補助(設立時1回限り)

- ・設立に対する補助
100,000円(組織割) + 世帯割(1世帯あたり1,000円)
(1組織あたり原則1回 上限:300,000円)
- 例:150世帯の町内会の場合 (組織割)100,000円+(世帯割)150,000円=250,000円

○活動に対する補助(毎年度申請可能)

- ・活動に対する補助
活動にかかった費用の2分の1を支援 (上限20,000円)
- ※ 対象となる事業の詳細は裏面参照

※注意事項

- ◆平成25年3月以前に設立に対する補助金を活用した組織は、当時の補助金額(上限30,000円)を差し引いた金額で申請できます。
- ◆平成25年4月以降に設立補助を活用した組織も、活動に対する補助は申請できます。
- ◆設立に対する補助と、活動に対する補助は同年度に申請できません。

○補助金利用例

- ・防災資機材購入(ハンドマイク、携帯ラジオ、ヘルメット、炊飯設備、担架 など)
- ・防災意識の啓発・向上のための研修会費用(講師謝礼、印刷費 など)
- ・地域の防災マップづくり・連絡体制づくりのための費用 など



お問い合わせ先
五泉市総務課防災係
電話 43-3911 (内線333、321)

補助対象事業

①設立に対する補助

	区 分	物 品 名 等
防災資機材等の整備事業	情報収集伝達用具	ハンドマイク、携帯型無線機、携帯ラジオ、広報用スピーカー等
	初期消火用具	消火器、街頭設置用消火器、消火バケツ、ホース等
	救出活動用具	ヘルメット、防塵メガネ、懐中電灯、大バール、大ハンマー、可搬式発電機、投光機、コードリール、ロープ、はしご、鉄線カッター、チェーンソー、リヤカー等
	救護活動用具	担架、救急セット、毛布、シート、テント等
	給食給水用具	炊飯設備、かま、なべ、テント、ポリタンク、移動式コンロ、非常食、飲料水等
	その他資機材	腕章、防災服、簡易トイレ、軍手、収納庫、防水シート、シャベル、つるはし、スコップ、土のう、杭、救命胴衣等 その他防災上有効なものとして市長が認めるもの
地域防災活動事業	啓発活動	防災意識の向上を目的とする活動に要する経費。 ・普及啓発用ポスター、パンフレット、チラシ等の印刷費、資料・テキストの購入費等
	研修活動	防災知識の向上を目的とする研修会の開催又は参加に要する経費 ・講師謝礼、参加費、資料購入費、事務用品費、印刷費等
	その他	組織の活動に必要な経費 ・事務用品費等 町内ネットワークづくり、地域防災マップづくり、災害時要配慮者名簿づくり等に要する経費 非常食等の更新に必要な経費 防災訓練(避難訓練)に必要な経費のうち、資器材購入費を除いた経費 ・消耗品費、燃料費、チラシ等の印刷費、保険料等 その他防災上有効なものとして市長が認めるもの

※ 非常食以外での飲食にかかる費用は対象外

②活動に対する補助

	区 分	内 容 等
啓発活動		防災意識の向上を目的とする活動に要する経費 ・普及啓発用ポスター、パンフレット、チラシ等の印刷費、資料・テキスト等の購入費等
研修活動		防災知識の向上を目的とする研修会の開催又は参加に要する経費 ・講師謝礼、参加費、資料購入費、事務用品費、印刷費等
その他		組織の活動に必要な経費 ・事務用品費等 町内ネットワークづくり、地域防災マップづくり、災害時要配慮者名簿づくり等に要する経費 非常食等の更新に必要な経費 防災訓練(避難訓練)に要する経費のうち、資器材購入費を除いた経費 ・消耗品費、燃料費、チラシ等の印刷費、保険料等 その他防災上有効なものとして市長が認めるもの

※ 非常食の更新以外での飲食にかかる費用は対象外とする。